

第 1 回
呉市・川尻町合併協議会
会 議 録

(平成15年2月10日)

呉市・川尻町合併協議会

第1回呉市・川尻町合併協議会会議録

と き 平成15年2月10日(月曜日)

ところ すこやかセンターくれ 1階 多目的ホール

出席委員

(呉市)

小笠原臣也
川崎初太郎
赤松俊彦
中田清和
石山 講
岩原 椋
石崎元成
岩城公順
梅河内秀登
馬場理子
平田久夫
森 政雄

(川尻町)

渡邊正弘
扇谷恒範
綿野成泰
大下淑光
梶山治孝
花本康彦
河野温三
中舛京子
上治真一
北村正次
森川泰博

出席顧問

加賀美和正

説明員

芝山公英
佐々木 寛
藤吉悦男
前田幸治

会議に付した事件

(報告事項)

- 報告第 1号 呉市・川尻町合併協議会規約について
- 報告第 2号 呉市・川尻町合併協議会財務規程について
- 報告第 3号 呉市・川尻町合併協議会事務局規程について
- 報告第 4号 呉市・川尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第 5号 呉市・川尻町合併協議会会議傍聴規程について
- 報告第 6号 任意協議会での協議確認内容について

(議案)

- 議案第 1号 平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算について
- 議案第 2号 呉市・川尻町合併協議会運営規程について

(協議事項)

- 協議第 1号 法定協議会での協議事項について
- 協議第 2号 今後のスケジュールについて
- 協議第 3号 合併の方式について
- 協議第 4号 合併の時期について
- 協議第 5号 財産及び公の施設の取扱いについて
- 協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 7号 農業委員会の取扱いについて
- 協議第 8号 地方税の取扱いについて
- 協議第 9号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 10号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 11号 行政組織機構の取扱いについて
- 協議第 12号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 13号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 協議第 14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第 16号 町字名の取扱いについて
- 協議第 17号 慣行の取扱いについて

午前10時 開 会

芝山事務局長 皆様おはようございます。

本日は大変お忙しい中を御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私は、本協議会の事務局長を仰せつかりました呉市広域行政推進室の芝山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は第1回の協議会ということでございまして、議案の審議などをお願いするわけでございますが、本協議会の公開の取扱いについて定めることとしております議案第2号の呉市・川尻町合併協議会運営規程の御議決をいただくまでの間、報道関係者のビデオ及び写真撮影並びに一般の方への傍聴につきまして、御承認いただければと存じますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

芝山事務局長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、本協議会の会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

会長よろしくよろしくお願いいたします。

小笠原会長 おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。

呉市と川尻町との合併につきましては、本日まで1年半余にわたり、任意の協議会という形で、町の議会、執行部と呉市の議会、執行部の代表者におきまして、いろんな問題を詰めてきたわけでございます。その任意協議会を6回開催いたしました、大きな方向としてはそれぞれこういった方向にもっていくのがいいのではないかと、一応の話し合いをしてきたところでございまして、これからはいよいよ議会の議決を得まして、法律に基づく正式の合併協議会のスタートということになったわけでございまして、誠に感慨深いものがあるわけでございます。

これからは、両市町の各界を代表される方々に委員として御就任をいただきまして、合併に向けたいろいろな課題、あるいは地域の将来の計画等について協議をしていただくわけでございますけれども、私は会長という立場で議事を進めていく、そして合併に向けて円滑な方向を出していくことにつきまして、大変大きな責任を感じているところでございます。

私が考えますのに、両市町はこれまでそれぞれ自治体として数々の実績を持ち、また個性のある自然、歴史、文化、産業、そういったものを生かして、それぞれ発展をしてきたわけでございますが、これから合併をすることによりまして、お互いのこういった長所が結束することによって、さらに力を加えて、お互いにとって将来よかったということにしなければならない、と思っているわけでございます。

これまでのそれぞれの長い歴史がございますので、多少の差異が出てくることをどう調整するかという問題があるかと思っておりますけれども、どうか将来の地域の発展、住民の幸せを願うという大局的な立場に立っていただき、御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

そのためにも、この協議会で協議いたしますとともに、それぞれの住民の皆さん

にできるだけ情報を提供し、関心を持っていただいて、御納得をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

これから協議会をスタートするわけですが、どうか皆様方の最大限の御理解と御協力を賜りますように心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

芝山事務局長 どうもありがとうございました。

続きまして、副会長でいらっしゃいます渡邊正弘町長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

渡邊副会長 皆さんおはようございます。

いよいよ法定協議会ということで、気持ちを新たに身の引き締まる思いがしております。今まで任意の協議会ということで、方向性の確認をしてまいりました。今日からは新しい委員さんも加わっていただいた中で決定ということになります。私としては、住民の皆さんに喜んでいただける「川尻らしさ」というものを残した合併を目指していきたいと、また真摯に、そして率直に御意見を交わさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、本協議会の顧問に就任していただきます加賀美和正広島県呉地域事務所長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

加賀美顧問 本日は呉市・川尻町合併協議会の設置を心から喜び申し上げます。

これから合併に向けて具体的な協議が始まるわけですが、活力と安心のある呉地域形成に向けて、協議が円滑かつ着実に進展しますよう心から祈念いたすものでございます。

さて、呉地域は呉市を中心とした工業の集積や島しょ部における農水産業、優美で穏やかな自然に恵まれた瀬戸内海、そしてそれを望む国立公園野呂山など、まことに豊富な地域資源を有しております。この地域におきまして、広域的な自立生活圏を形成していくためには、機能分担と連携により総合力を強化するとともに、これらの多様な産業や資源を積極的に活用し、都市機能と豊かな自然文化などをともに享受できる地域にしていくことが大切であると考えております。

県といたしましても、個性ある海洋都市圏の形成に向けて、できる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様には熱心で活発な協議を展開していただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

芝山事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで委員の皆様を御紹介申し上げたいと存じますので、お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入れますが、その場で御起立いただきますようお願いいたします。

まず、呉市側から御紹介申し上げます。

呉市の川崎初太郎助役でございます。

同じく、赤松俊彦助役でございます。

呉市議会の中田清和議長でございます。

同じく、石山講副議長でございます。

同じく、広域行政対策特別委員会の岩原椋委員長でございます。

同じく、広域行政対策特別委員会の石崎元成副委員長でございます。

続きまして、呉商工会議所の岩城公順専務理事でございます。

続きまして、呉市自治会連合会の梅河内秀登会長でございます。

続きまして、呉市女性連合会の馬場理子副会長でございます。

続きまして、呉市社会教育委員兼ねまして呉市公民館運営審議会の平田久夫委員でございます。

続きまして、呉市PTA連合会の森政雄会長でございます。

続きまして、川尻町の委員の皆様を御紹介申し上げます。

川尻町の扇谷恒範助役でございます。

続きまして、川尻町議会の綿野成泰議長でございます。

同じく、三京玉男副議長でございますが、本日は都合により欠席となっております。

同じく、合併問題調査特別委員会の大下淑光委員長でございます。

同じく、合併問題調査特別委員会の梶山治孝副委員長でございます。

続きまして、川尻町商工会の花本康彦副会長でございます。

続きまして、川尻町自治連合会の河野温三会長でございます。

続きまして、川尻町女性会の中舛京子会長でございます。

続きまして、川尻町社会教育委員の上治真一委員でございます。

続きまして、川尻町公民館運営審議会の北村正次委員でございます。

続きまして、川尻町小・中学校PTA連合会の森川泰博副会長でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、事務局の体制につきましては、資料の中に事務局員名簿が入っておりますので、御確認いただければと存じます。

それでは、本協議会の進行を小笠原会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから第1回呉市・川尻町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、石崎委員と梶山委員を指名いたします。

本日の議事に入ります。

報告第1号「呉市・川尻町合併協議会規約について」を議題といたします。

事務局から本件の報告を願います。

芝山事務局長 それでは、報告第1号「呉市・川尻町合併協議会規約について」を御報告いたしますので、報告事項集の1ページをお願いいたします。

第1条の「協議会の設置」でございますが、本協議会は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置いたしましたものでございます。

第3条の「協議会の任務」といたしましては、(1)両市町の合併に関する協議、

(2)合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成をその主な任務といたしております。

飛びまして、第7条の「委員」につきましては、現在御出席をいただいております皆様方でございます。

次の第8条の「顧問」につきましては、両市町の長が協議しまして、広島県呉地域事務所の加賀美和正所長を顧問にお迎えいたしております。

第14条の「監査」につきましては、両市町の監査委員各1名の方に委嘱をすることとなっております。呉市におきましては濱純三氏、川尻町は河上剛氏にお願いしております。

なお、第11条の「会議の運営」に関する事項につきましては、議案として上げさせていただきますので、後ほど御説明をさせていただきます。

また、第12条の「事務局に関する事項」、第15条の「財務に関する事項」及び第16条の「報酬及び費用弁償に関する事項」につきましても、それぞれ規定を定めておりますので、後ほど一括して御報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号「呉市・川尻町合併協議会規約について」の説明を終わります。

小笠原会長 ただいまの報告に、御質疑なり御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特に御質疑がないようでございますので、御承認いただいたものとして、続きまして報告第2号「呉市・川尻町合併協議会財務規程について」から、報告第5号「呉市・川尻町合併協議会会議傍聴規程について」まで、以上4件を一括して議題といたします。

事務局から本4件の報告をお願いします。

芝山事務局長 それでは、報告第2号から報告第5号までを一括して御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告第2号「呉市・川尻町合併協議会財務規程について」を御報告させていただきますので、報告事項集の3ページをお願いいたします。

本規程は、協議会規約第15条の規定に基づき、協議会の財務に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の「歳入歳出予算」でございますが、第1項では歳入は呉市・川尻町の負担金及びその他の収入で、歳出は協議会の事務に要するすべての経費と規定しております。

また、第2項では毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議の議決を要することとなっておりますが、平成14年度につきましては第1回、つまり本日でございますが、この協議会で議決を要することとなっております。

次に、5ページをお願いいたします。

報告第3号「呉市・川尻町合併協議会事務局規程について」でございますが、本

規程は協議会規約第12条第3項の規定に基づき、協議会事務局に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の「所掌事務」といたしましては、協議会の会議やその資料の作成、協議会の庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項といたしております。

体制といたしましては、事務局長、事務局参事、事務局次長、事務局長補佐、事務局員の計11人の体制となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

報告第4号「呉市・川尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」でございますが、本規程は協議会規約第16条の規定に基づき、協議会委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。

第2条の「報酬の額」でございますが、日額1万円とし、第3条の「費用弁償の額」につきましては、呉市旅費条例を準用し支給することとしております。

次に、8ページをお願いいたします。

報告第5号「呉市・川尻町合併協議会会議傍聴規程について」でございますが、本規程は協議会の傍聴について必要な事項を定めるものでございます。

第2条の「傍聴席の区分」につきましては、一般席と報道関係者席に分けております。

第3条の「傍聴の手続」についてでございますが、会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならないこととなっております。

また、第5条には「傍聴席に入ることができない者」の規定が定めております。

続く第6条には「傍聴人の守るべき事項」についての規定を定めております。

以上、簡単ではございますが、報告第2号から報告第5号までの説明を終わらせていただきます。

小笠原会長 ただいまの報告につきまして、御質疑等がございましたらお願いいたします。

{「なし」と呼ぶ者あり}

小笠原会長 ないようでございますので、それではご了承いただいたものとして、次に進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、報告第6号「任意協議会での協議確認内容について」を議題といたします。

事務局から本件の報告を願います。

佐々木事務局次長 それでは、報告第6号「任意協議会での協議確認内容について」でございますが、11ページをお願いいたします。

任意協議会につきましては、合併に向けて事前協議を行うということで、平成13年6月28日に第1回目の協議会の立ち上げをしたわけでございます。

協議会規約の概要につきましては右に書いてあるとおりでございますが、会長を呉市長、副会長を川尻町長と定めております。

委員の構成につきましては、両市町の助役、正・副議長、それから特別委員会がそれぞれ設置されておりますので、正・副委員長で構成されております。

協議会の下に幹事会を置きまして、両市町の担当課長で今後の協議について具体的な話を進めていくという形をとらせていただいております。

事務局は、呉市広域行政推進室の中に設置しております。

協議の内容につきましては、事業計画について、また今後のスケジュール等を御審議いただきまして、平成16年の春ごろの合併を目指しお互い事前の協議を行うということでスタートをいたしました。

第1回目の協議会以後、先ほど申し上げました幹事会の中で、それぞれ両市町のまちづくりの様子、あるいは行政の進め方に違いがございますので、その現状把握を行うとともに、その相違点あるいは状況をまとめまして、第2回の協議会で御報告させていただいたところでございます。

それから、今後これらの行政制度の調整に当たり、どのような形で調整をしていくかという方向性を確認させていただいたところでございます。

そちらに3点ほど方向性が書いてありますけれども、1点目は、呉市に制度があり川尻町に制度がない場合は呉市の制度を適用させていただく。2点目は、両市町に同じような制度がある場合は、いろいろ協議しながら呉市の制度に統一させていただく。3点目は、町の制度、独自制度があり、呉市にない場合は町の制度を経過措置等を検討しながら、今後引き続き調整をさせていただくという、この3点を踏まえまして、行政制度の調整を行うということにさせていただいたものでございます。

このようにして、行政の進め方の違いをそれぞれまとめまして、その主な違いと申しますか、今後検討を要する事項になると思われる項目を12項目ほど抽出いたしまして、これを第3回の協議会におきまして、報告をさせていただいたものでございます。

1点目としましては、隣町の安浦町と、し尿処理の関係で芸南衛生組合という一部事務組合を設立されておりますので、この取扱いをどうしていくか。

2点目としまして、野呂山の高原ロッジ、あるいはキャンプ場の運営に関しまして、町が財団法人川尻町観光開発公社を設置されておりますので、この取扱いについて。

それから、町の振興策として文化芸術の振興がまちづくりの一つのキーポイントになっておりまして、野呂山に芸術村をつくっておられますので、その取扱いをどうするかということでございます。

それと4点目、5点目で、上下水道事業が合併によって今後どうなるかということとともに、やはり料金あるいは使用料の格差がございますので、この取扱いをどうするかということでございます。

また、6点目としましては、集会施設、主に自治会の自治会館的な使われ方をしておられますけれども、これら施設の取扱いをコミュニティの振興も含めどうしていくかということでございます。

7点目としましては、小・中学校が完全給食を実施されておりますので、これも

合併に伴ってどうしていくかということでございます。

8番目には、町独自で高校奨学金制度をもっておられますので、これをどうしていくかということでございます。

また9点目には、電算処理システムの統一化をしていかななくてはならないということでございます。

10点目は、町には総合文化センターがございまして、その中にベイノロホールがあります。500人ホールでございますけれども、この活用策をどのようにしたらいいかということでございます。

それと11点目、12点目としまして、福祉センターと保健センターがございまして、このあたりも合併に伴ってどのようにしていくか。以上のような中身を現時点での主な課題として、状況報告、あるいは今後どのようにしていけばいいかということをお報告させていただいたものでございます。

そして大項目の2番、「合併に向けた基本的協議項目」でございますが、合併に伴いまして基本的に3点ほど協議することがございまして、1点目は、先ほど申しました合併に向けた基本的な協議事項、2点目は、住民に影響のある行政制度の調整をどのようにしていくかということでございます。

3点目としまして、合併後のまちづくりをどのようにしていくかということで、合併建設計画の作成ということがあります。

そのうちの1点目、合併に向けた基本的な協議事項15項目につきまして、事務局の調整方針案を提案させていただきまして、協議会の中で方向性を確認していただいたところでございます。

1番目としましては合併の方式についてでございます。

2番目としましては、合併の時期をいつ頃にするかということで、一応16年4月1日を目標にしていきたいということでございます。

3番目としまして、財産及び公の施設の取扱いについて。

4番目としまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。これにつきましては、合併特例法に基づき定数特例を採用させていただき、川尻選挙区を設けまして定数2名で増員選挙を実施させていただきたいという中身でございます。

5番目としましては、農業委員会の委員の取扱いについてでございます。農業委員会は、合併と同時に呉市農業委員会に統合するわけでございますけれども、農業委員のうち選挙で選ばれた委員さんにつきましては、双方で協議の上、互選によって選ばれた2名の方を引き続き呉市農業委員会の委員の任期に合わせ、引き続き在任していただくという方向で確認しております。

6番目としましては、地方税の取扱いについてでございます。

1ページ開いていただきまして、7番目としまして一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

8番目としまして、特別職の身分の取扱いについてでございます。

9番目としまして、行政組織機構の取扱いについてございまして、川尻町役場は支所とさせていただきたいということでございます。

その規模とか体制につきましては、やはり町の今後の振興策についてどのような形で取り組んでいくかということで、引き続き両市町で協議をさせていただきたいということでございます。

10番目としましては、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

11番目は、使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

12番目としましては、公共的団体等の取扱いについてどうしていくか、またこれらに助成されております補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

13ページに移らせていただきます。

14番目としまして、町字名の取扱いについてでございます。これにつきましては、町の意向を尊重して決めていくということにいたしております。

15番目としましては、慣行の取扱いについてでございます。

以上、合併に向けた基本的な協議事項15項目につきまして調整方針案を提案させていただき、方向性を双方で確認する作業を行ったところでございます。

そして、協議項目の3点目でございますが、先ほど申し上げましたように合併後のまちづくりをどのようにするかということで、建設計画の作成について方向性を確認させていただいたところでございます。

建設計画作成につきましては、合併特例法第5条に規定されておりまして、合併後のまちづくり計画を策定していく必要があるわけでございます。

そこで、作成に向けた基本方針としましては、川尻町のまちづくり、長期総合計画を十分生かしていくということでございます。

それとともに、呉市の長期総合計画も踏まえ、両市町合併後の速やかな一体制の確立及び更なる発展を図るための計画を作成していきたいということでございます。

具体的な事業につきましては、やはり国、県及び市、町それぞれ十分協議する必要がございますので、任意協議会におきましては、合併に向けたその素案を説明させていただき、確認をさせていただいたところでございます。

14ページをお願いします。

第3回で基本的な協議項目について提案をさせていただき、第4回で協議確認をしていただきましたけれども、この中で「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、やはり住民の代表の数が減少するということに対しまして、もっと時間をかけて慎重に協議したいということがございましたので、継続協議となったものでございます。

第5回目につきましては、継続協議になりました中身につきまして再度御協議いただきまして、方向性を確認したところでございます。

その中では、「住民の声がまちづくりに反映できるようなシステムづくりをお願いしたい」との要望もいただいております。

そして最後に、第6回目を今年の1月9日に開催させていただきまして、今まで協議した中身を再度確認していただくとともに、今後は法定協議会の設置に向けて取り組んでいくということで双方合意を得ましたので、本日の協議会の設置に至ったところでございます。

以上で計6回の任意協議会で協議確認していただきました内容につきまして概要

説明させていただきました。本協議会で今後協議を進めていく参考にしていただければと思っております。

以上で報告を終わります。

小笠原会長 たくさんの報告について説明いたしましたが、第6回までの任意協議会での経過報告ということで、これから一つひとつについて、この協議会でもう一度正式にお諮りして決定をしていただくことになるわけでございます。いわゆる経過報告ということで、新しい委員の皆さん方には初めてお聞きになるということも多少あったかと思いますが、理解いただきたいと存じます。

御質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、以上で報告を終わらせていただきます。

続きまして、議案審議に入ります。

議案第1号「平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算について」でございます。

事務局から本件の説明を願います。

芝山事務局長 それでは、議案第1号「平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算について」を御説明いたしますので、議案集の1ページをお願いいたします。

平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62万円と定めております。

続きまして、事項別明細書により御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)(目)とも負担金62万円は本協議会の管理運営に要します負担金でございます。呉市及び川尻町からそれぞれ31万円を負担していただくものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、(款)(項)(目)とも協議会費57万円は本協議会の運営経費でございます。主なものといたしましては、本協議会委員の報酬及び会議録の作成業務に係る委託料等でございます。

また、(款)(項)(目)とも予備費は5万円を計上いたしております。

以上、歳入歳出合計は62万円となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号「平成14年度呉市・川尻町合併協議会予算について」の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、御意見等ないようでございますので、お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

続きまして、議案第2号「呉市・川尻町合併協議会運営規程について」を議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

芝山事務局長 それでは、議案第2号「呉市・川尻町合併協議会運営規程について」御説明いたしますので、議案集の5ページをお願いいたします。

第1条の「趣旨」にございますように、規約第11条第3項の規定に基づき、会議の運営に必要な事項を定めております。

第2条の「基本方針」といたしましては、会議は原則公開としております。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとなっております。

飛びまして、第5条の「表決」でございますが、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することとなっております。

第7条では、会長は会議録を作成することとなっております。

第10条の「関係者の出席」でございますが、会長が必要と認めるときは、関係者から説明または意見を聞くことができることとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号「呉市・川尻町合併協議会運営規程について」の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして御質疑等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御質疑がないようでございます。

表決は出席委員の3分の2以上の賛成ということになってはいますが、できるだけ全員一致で決定されるよう議事を進めていきたいという希望を持っております。

それでは、お諮りをいたしますが、本件につきましては原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

それでは続きまして、協議事項に入らせていただきます。今までは予算や手続的

なことをございましたけれども、これからが実質的な内容の協議、決定に入るわけ
でございます。

先程申し上げましたように、これらのことについても任意協議会で1年半にわた
って話し合いを続けていただき、そして方向としては一応確認をいただいております
けれども、これからが法律上の正式の協議・決定ということでもありますので、ど
うかよろしくお願い申し上げます。

協議第1号の「法定協議会での協議事項について」から、協議第17号「慣行の取
扱いについて」まで17件ございます。大変たくさんの項目がありますので、本日は
第1号、第2号について御協議いただくということにして、第3号から第17号まで
は次回の協議事項ということで、本日は提案だけということにさせていただきたい
と思います。

それでは、協議第1号の「法定協議会での協議事項について」を議題といたしま
す。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、「第1回呉市・川尻町合併協議会協議事項」とい
う資料をお願いします。

1ページ開いていただきまして、協議第1号「法定協議会での協議事項につい
て」でございまして、法定協議会の協議事項(案)を説明させていただきます。

本日設置されました法定協議会で協議していただく中身につきましては、主な大
項目では17項目ございます。その中の各項目の合計では、32項目を挙げさせていた
だいております。先ほど御説明しましたように、法定協議会で協議することは、大
きく分けると3点ございまして、1点目としましては合併に関する基本的な協議事
項ということで、項目番号の1から15まででございます。

2点目としまして、住民生活に影響のある行政制度の調整ということで、各種事
務事業の取扱い、福祉とか保健、あるいは教育、文化の取扱い、あるいは上下水道
の取扱いなどの項目につきまして大項目の16番目に挙げさせていただいております。

1ページ開いていただきまして、3点目でございますが、大項目の17番目としま
して、合併後のまちづくりビジョンを作成していくということでございまして、市
町村建設計画の作成について今から御協議いただくというものでございます。

市町村建設計画につきましては、町における現在の国、県の直轄事業や補助事業、
あるいは町の単独事業をメインに、今後合併に伴って実施する新たな事業を加えま
して、合併後10年間の地域振興を図るための実施計画を策定していくというもので
ございまして、大切なものでございます。

このように1番から17番まで、協議していただく項目を挙げさせていただいてい
るものでございます。今後追加となる項目もあるかもしれませんが、本協議会にお
きましては以上の17の大項目に沿って協議を進めてまいりたいと考えておりますの
で、御審議のほどよろしくお願いたします。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして御質疑等があればお願いをいたします。

大下委員 確認したいのですが、17項目はわかるんですが、その他の項目もいろ
いろ多々ありますね、1,000項目から1,400項目ですか。これらも事務局の方から最

後に報告いただけるのですか。

小笠原会長 この中に含まれておりますが、事務局、説明して下さい。

佐々木事務局次長 各種行政制度の中身につきましては、項目16番目の「各種事務事業の取扱い」の中で、個々具体的な協議事項を入れておりますけれども、その中で一つひとつ整理をさせていただくということでございます。もちろん、それに伴います資料も、たしか600から700項目ございますので、報告をさせていただき、本協議会で御審議いただくということにしておりますので、よろしく願います。

大下委員 町では約1,400項目と言われていたのですが、先ほど言われたのは600項目ぐらいですか。結局何項目になるのですか、およそ倍半分ほど差があるので、約でよろしいです。

佐々木事務局次長 それぞれの項目のまとめ方によって差があると思いますので、細かくいけば委員さんが言われましたように、1,400ぐらいあるかもわかりませんが、まとめたり調整したりしたものを含めまして、私どもは600から700項目と認識しておりますので、そのあたりもまた再度中身を精査して報告させていただく予定でございますので、よろしく願います。

小笠原会長 要するにとらえ方の問題で、漏らしているということではないということです。市町の間でいろいろ検討されるときには千数百項目あるということで、ほかにも挙がっていったようですが、それを取りまとめて、呉市としてはおよそ700項目ぐらいあると。その約700項目が16番目「各種事務事業の取扱い」の中に、16番目の中身がさらに16項目に分かれておりますが、この中に全部集約されている、そのように御理解いただければと思います。

そのほか何か御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、先ほど申し上げましたように、何か当初想定されてないような項目が出た場合は、もちろんこれも含めて協議をするということもあるわけでございますので、すべて必要なことは協議をしていくということで御理解をいただくこととして、それでは本件につきましては御承認をいただいたものとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件については皆様の御承認をいただいたものとして協議決定させていただきます。

続きまして、協議第2号「今後のスケジュールについて」を議題といたします。事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 3ページをお願いします。

協議第2号「今後のスケジュールについて」でございます。

ここに本協議会のスケジュール案を載せております。平成15年2月、本日ですね、第1回の協議会を開催させていただきまして、それぞれの規約等の報告をさせていただいております。それとともに今後の協議事項についてどう協議をしていくか、また今後のスケジュールについて説明させていただく予定でございます。

それと、合併に伴っての基本的な協議事項の15項目を後ほど提案をさせていただく予定でございます。協議の進め方につきましては、協議事項の提案をさせていただいて、次回の協議会で委員のみなさまに中身を御審議いただきながら、確認し決定していく方式を採らせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

次に、第2回目を2月19日ということで、一応の予定として入れさせていただいているものでございます。その中で、建設計画作成につきましても御提案させていただき、また審議していただきながら、計画作成の方向性を確認していただく予定でございます。開催回数につきましては当面7回ということで予定をさせていただいておりますが、中身によりましては回数がふえたりすることもございますので、よろしく願いいたします。

また、第6回、第7回の協議事項として、建設計画の作成について書いてございますけれども、建設計画につきましては、県知事との正式協議が必要でございます。県知事から正式回答を受けなければ建設計画の策定ができない、決定ができないということでございますので、事前の協議を両市町の担当部局で行いながら、随時本協議会に御報告させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

そして、一通りの協議・確認が終わりましたら、8月には調印式等を行えればと考えております。その後、9月に両市町の議会で合併の議決をいただき、これをもって県知事に合併申請が行えればと考えております。

それから、12月の広島県の定例議会におきまして合併議決をいただくということでございます。そして、総務省の告示を経まして来年4月を目標に合併ができるかと考えているところでございます。

このあたりの若干の変更もございまして、以上、本協議会で御協議いただくスケジュールを御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑等がありましたらお願いいたします。

綿野委員 この日程ですと、5月には第3回、第4回と2回も入ってくるわけですね。そして6月に1回入るんですが、呉市さんも一緒であろうと思うんですが、統一地方選挙が4月27日にあります。そして、5月の初めには連休が入ってくるわけですね。そういうことになりますと、臨時議会が5月10日前後になるんじゃないかと思うんですが、その5月に2回協議会を開くのはちょっとしんどいような気がするのですが、いかがでしょうか。

佐々木事務局次長 そうですね、統一地方選挙の後、臨時議会が開かれますので、5月中旬以降に第3回、第4回目を予定しておりますが、先ほど委員さんが言われましたように、少しハードなスケジュールになってまいりますので、そうすると6

月に2回開くような形に変更せざるを得ないかなと思っております。

綿野委員 もう一点伺います。呉市さんの方もこちらと同じだと思うんですが、今、各委員さんは充職で入っておられますよね。それぞれ会によっては総会時期に入ってくるんですね。そうすると、役員の改選、もちろん議員も改選になりますが、役員が変わった場合のことも想定した場合にいかがなものかなと思うのですが。もし改選となった場合、委員はどのようになってくるのでしょうか。

芝山事務局長 そうですね、そういうことが時期的にあらうかと思えます。それで、先ほど委員さんも言われましたように、充職を基本に考えておりますので、改選があった場合も充職ということをお願いすることになります。よろしく願いいたします。

綿野委員 それで、議会は10日前後ぐらいだろうと思うのですが、川尻町のいろんな団体を見た場合、5月の中旬以降に総会というのが比較的多いような気がするんです。そうした場合、3回目と4回目のメンバーが変わるといようなことにもなりかねんのではという気がしているんです。これは町長、市長の方で調整しなくちゃならないと思うんですが、私はこの第3回協議会をもっと遅らせれば、大体メンバーが揃うのではないかなというように気がしているんです。

以上です。

小笠原会長 御趣旨はよくわかりますが、今年は統一地方選挙があるということで、その後お互いにそれぞれ議会があったりしますよね。そうすると次の開催まで3カ月近く間があくんですね。したがって、5月に2回は開かなければ、その後のスケジュールがハードなるということで、一応5月にセットいたしておりますが、今も説明があったように、5月の臨時議会等も想定して、その後に開かせていただくということになるかと思えます。また、各団体の任期、役員の交代がどうなるのかというのも見ながら、具体的な日取りは決定させていただくということでしょうか。あまり延び延びになっても、例えば議員さんの構成も変わるというように考えると、6月議会後でもいいのかということになってくるわけですね。いつまでも開けないでどんどん日にちが迫ってくるということになりますから、交代のときは前任者から引き継いでもらうというのを原則にして、しかし大幅な変更があった場合は、その後の方がいいというのもよくわかりますので、それぞれの団体の任期換えみたいなものがどうなるのかを事務局の方で聞いた上で、またご相談したいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

綿野委員 はい。

小笠原会長 これ以外に何かスケジュールの件につきまして御質疑、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件につきましてお諮りをいたしますが、一応このスケジュールで、先程申し上げましたように、いろんなことで5月、6月に何回開催できるかは流動的ではございますが、最終目標は平成16年4月ということで、協議会、

県議会あるいは国の手続をにらみますと、8月上旬ごろに調印をさせていただくということになるわけですので、一応こういうことを前提に進めるということとよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特に異議がないようでございますので、御承認をいただいたものとして決定をさせていただきます。

次に、協議事項第3号「合併の方式について」から第17号「慣行の取扱いについて」までの基本15項目につきましては、次回、第2回協議会での協議事項としたいと思いますが、本日は御提案ということで、それぞれで十分協議検討をお願いしたいと思います。

事務局から説明があります。

佐々木事務局次長 協議第3号等についてでございます。

これらにつきましては、先ほど御説明しましたように、合併に関する基本的な協議事項ということでございまして、第6回の任意協議会でそれぞれ方向性を確認していただいたところでございますけれども、今回正式に、この協議会で御審議いただき、御確認いただくということでございます。

次回の第2回協議会で具体的に御審議いただく予定でございますので、今回は提案のみとさせていただきたいと考えております。

それでは、4ページをお願いいたします。

協議第3号「合併の方式について」でございます。

これにつきましては、編入合併とか新設合併とかいろいろございます。その取扱いにつきましても、合併特例法の中に各規定があるものでございます。呉市、川尻町の状況については中ほどの表を御覧ください。呉市におきましては、合計7町5村の12団体で現在までの合併を行っておりまして、近隣町とは編入合併の形態をとっております。川尻町におかれましては、過去、安登村の一部を編入合併され、現在の町となっております。

調整方針としまして、これは決まれば合併協定案になるわけでございますけれども、右に書いてありますように、豊田郡川尻町を廃し、その区域を呉市に編入する編入合併といたしたいということでございます。

次に、1ページ開いていただきまして、協議第4号「合併の時期について」でございます。

これは合併の期日を相互で決めていくということでございまして、最近の合併市町村の合併時期につきまして、表に挙げさせていただいております。

調整方針としましては、平成16年4月1日とするということで、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、協議第5号「財産及び公の施設の取扱いについて」でございます。

これにつきましては、それぞれ土地、建物あるいは財産や負債、また権利とか義務も含めたものでございますが、それぞれ川尻町の財産及び公の施設はすべて呉市

に引き継ぐものとするということで、方針案を上げさせていただいております。
呉市及び川尻町の財産等の状況につきましては、中ほどの表をご覧ください。

次に、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。

これにつきましては、合併特例法第6条、第7条に取扱規定がございまして、御存じのように定数特例をとったり、あるいは在任特例をとったりすることができるものでございます。

それで、現在の両市町の議員の状況でございますが、呉市が34人、川尻町が16人でございます。

調整方針としましては、定数特例を採用いたしまして、川尻町の区域に新しく選挙区を設けさせていただくというもので、議員の数につきましては、合併特例法に基づきまして平成12年国調の人口比により、定数を2人とさせていただくというものでございます。

1ページ開いていただきまして、協議第7号「農業委員会の取扱いについて」でございます。

これにつきましては、合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定がございまして、選挙で選ばれた委員の取扱いについて特例法で規定されているものでございます。現状につきましては、呉市は選挙で選ばれた委員は15名、川尻町は12名でございます。

それで、農業委員会の委員をどうするかということでございますが、委員会としては合併と同時に、呉市農業委員会に統合させていただくこととなります。それと、選挙で選ばれた委員につきましては、農業委員会選挙人名簿登載数を基準に、両市町で協議し決めさせていただき、2人を呉市の農業委員の残任期間、引き続き在任させていただくということでございます。この2人の決め方につきましては、先程申し上げました選挙人名簿登載数を基に按分調整させていただくと同時に、町側におかれまして、互選により決定させていただくということでございます。任期につきましては、平成17年7月31日までとなります。

次に、協議第8号「地方税の取扱いについて」でございます。

これは、住民税あるいは固定資産税等の中身でございまして、現状につきましては、中ほどの表をご覧ください。これも合併特例法第10条に取扱規定がございしますが、両市町の違いは住民税均等割、法人税割が違うということでございます。それと、都市計画税が川尻町では課税されていないということでございます。

調整方針につきましては、地方税は呉市の制度に統一させていただく。ただし、両市町で税率が異なるもの、先ほど申しました住民税均等割、法人税割につきましては、合併特例法に基づき、合併の行われた日に属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税をさせていただくということでございまして、平成16年4月1日の合併ということになれば、合計6年度間を今までどおりの税率で課税をさせていただくということでございます。

それと、都市計画税につきましては、現在課税はございませんので、引き続き課税はしないということになりますけれども、これはまちづくり事業に充てる目的税でございますので、今後の合併後のまちづくり計画の中で総合的に判断していくと

ということが必要ではないかと考えているところでございます。

1 ページ開いていただきまして、7 ページでございます。協議第9号「一般職の職員の身分の取扱いについて」でございます。

これにつきましては、合併特例法第9条に取扱規定がございまして、合併と同時に、すべて呉市の職員として引き継いでいきたいということでございます。ただし、職員の任免あるいは給与、その他の身分の取扱いについては、呉市職員との不均衡が生じないように公正に取扱わせていただくというものでございます。

職員の状況につきましては、中ほどの表をご覧ください。

8 番目としまして、協議第10号「特別職の身分の取扱いについて」でございます。

これにつきましては、合併特例法に取扱規定はございません。合併に伴い、基本的には失職となるというものでございます。

調整方針ですが、特別職の身分の取扱いにつきましては、両市町の長が別に協議して定めるということで、そのように方向性を書かせていただいているものでございます。

9 番目の協議第11号「行政組織機構の取扱いについて」でございます。

これにつきましては、右の調整方針にありますように、川尻町役場は支所とするということでございます。ただし、組織につきましては、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図っていくということでございます。

それと、町に置かれております附属機関につきましても、基本的に廃止させていただく。また、新市での委員構成につきましては、合併後のまちづくり振興の中で必要に応じて適切な措置をとらせていただくというものでございます。

支所等の規模につきましては、合併後のまちづくり振興あるいは住民の声をまちづくりに反映させていくということで、町の現状を十分に把握した上で、双方で合併までに協議をさせていただくということでございます。

1 ページ開いていただきまして、8 ページでございます。協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」でございます。

これは地方自治法第284条に規定されているものでございまして、芸南衛生組合とか地方税整理組合、あるいは呉広域行政事務組合等々でございます。

これにつきましては、右の調整方針に書かせていただいておりますけれども、合併の日の前日をもって脱退していただくということでございます。ただし、安浦町とし尿処理を行っております芸南衛生組合につきましては、新たに新市において合併時に当該組合に加入するということでございます。すなわち、衛生組合はそのまま存続させるという意味でございます。

次に、協議第13号「使用料・手数料等の取扱いについて」でございます。

この中身については、基本的には大きな違いはございませんので、使用料及び手数料につきましては、呉市の制度に統一させていただきたいということでございます。ただし、施設使用料につきましては、それぞれ経緯等ございますので、合併の際にも現行どおりとさせていただきたいと考えているものでございます。

また水道料金とか下水道使用料という中身がございまして、これは公共料

金ということで、先ほど大項目の16番目にありましたように、各種事務事業の取扱いの中で個々に別途協議をさせていただき予定でございまして、今回はこの方向性だけを調整方針として御提案させていただいているものでございます。

1 ページ開いていただきまして、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」でございます。

これにつきましては地方自治法第157条に規定されております公共的団体等でございます。社会福祉協議会、商工会、漁協あるいは任意の団体であります女性会とか老人クラブ、体育協会などがございます。この各種公共的団体等につきまして、合併後どうするかということでございます。特例法の中には、社会福祉協議会につきましては1市1社協ということがございますので、合併に伴って統合が必要でございます。その他、商工会とか漁協、農協等につきましては、それぞれ県の上部機関、組織あるいは連合会がございますので、市町村合併の進捗状況やスキームが決まった後、それぞれ独自で考えられるということをお願いしておりますので、それぞれの団体で協議されることになるかと考えております。

それで、調整方針でございますが、合併に伴いまして一元化することが望ましいということが基本でございます。合併特例法にも努力義務が定められておりますので、これに従いまして3点ほど方針を御提案させていただいております。1番目としましては「両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める」ということでございます。2番目としましては「独自の目的を持った団体は自主的な判断にゆだねる」、3番目としましては「統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める」ということでございまして、これは方針案でございます。個々の団体につきましては、それぞれ各種事務事業の取扱いの中で、この方針に基づきまして個々に協議をしていく必要があるかと考えております。

次に、協議第15号「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」でございます。

各種団体には、呉市も川尻町も補助金あるいは助成金を出しております。呉市と川尻町との主な違いでございますけれども、呉市の場合は、基本的には個々の団体にではなく、連合会とか協議会に助成しておりますが、川尻町におかれましては単位団体にそれぞれ助成されております。団体につきましても福祉団体、あるいは経済振興の団体、コミュニティ振興の団体等いろいろございます。

それで、調整方針でございますが、2点御提案させていただいております。基本的には合併後、統一を図ることが望ましいということもございまして、次の2点に従って、今後調整を図らせていただくというものでございます。

1点目としましては「両市町における同一または同種の補助金については、合併時に統合するよう調整に努める」、2点目としましては「町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める」ということでございまして、経過措置等も含めて、各種事務事業を個々具体的に協議する中で決めさせていただきたいと考えてございまして、この調整方針はあくまでも方向性を決めていただくということで御提案させていただいているものでございます。

次に、1 ページ開いていただきまして、協議第16号「町字名の取扱いについて」

でございます。

川尻町におかれましては、既に住居表示を実施されておりますので、これを含めまして右の調整方針でございますけれども、川尻町の町字名につきましては、町の意向を尊重し、決定していきたいというものでございます。これも、本協議会で決定をしていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

次に、協議第17号「慣行の取扱いについて」でございます。

川尻町におかれましては、町民憲章とか町の花、木、鳥というようにそれぞれ定めておられると思いますし、また伝統行事、あるいは祭などいろいろな行事をされていると思いますけれども、合併に伴いまして新市の一体性を確保していくという点から、右に調整方針を書かせていただいておりますが、原則として呉市の制度に統一させていただきたいということでございます。しかしながら、合併後の町地域の慣行とか行事、祭等につきましては、継続して実施していくことも大切ですし、可能であると思いますので、そのあたりは十分に尊重させていただきということでございますが、基本的には呉市の制度に統一させていただきたいと考えて調整方針を挙げさせていただいているものでございます。

以上、合併に関する基本的な協議事項として15項目を事務局案として御提案させていただいております。具体的な協議につきましては、次回の第2回協議会で個々に御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

なお、協議資料のほか、別途パンフレットを同封いたしております。それと、川尻町の町勢要覧も入れさせていただいておりますので、川尻町のまちづくりの様子などを参考にいただければと考えております。

以上です。

小笠原会長 中身の協議は次回以降ということですが、ただいまの説明につきまして、御質疑等があれば、お願いいたします。

梶山委員 農業委員の件に関してはよくわかりましたけれど、農業共済組合という組織があると思うんですね。それが協議第12号では問われてないように思うのですが。

佐々木事務局次長 協議第12号の一部事務組合等の取扱いにつきましては組合関係あるいは協議会関係につきましても全部含めての話でございますので、それらにつきましては逐一協議をさせていただきということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

小笠原会長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件は提案ということにさせていただいて、次回以降協議をさせていただきということで御理解いただきたいと思います。

以上で協議事項を終わらせていただきます。

続きまして、次第第7の「意見交換」ということでございます。

本日は、1回目の協議会ということでございますので、この機会にということで何か御意見等がありましたら頂戴して、今後の本協議会の運営につなげてまいりたいと思っておりますが、何か御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にないようでございますが、これから何度も回を重ねていくわけでございますので、お気づきの点がありましたら、次回以降の協議会で御意見をいただければと思っております。

本日は、特にないようでございますので、それではこれで閉会にさせていただきたいと思っておりますが、閉会に当たりまして両議会を代表してそれぞれごあいさつをいただきたいと思っております。

まず、中田呉市議会議長、よろしくお願いいたします。

中田委員 本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。しかも熱心な御論議をいただきまして心から感謝を申し上げます。

また、市長さん、町長さんには法定協議会の御提案を各議会へしていただき、また各議会の議員さん方には法定協議会の設置を御協議いただいた。今までの長い間の任協が今日から法定協議会へ新しく移行した、こういうことで非常に喜びと同時に感謝を申し上げます。

これから具体的な問題をいろいろ御議論されることと思っておりますが、基本的に大事なことは、お互いの歴史と文化を守りながら合併した後の新しい呉市が市民、町民から喜ばれるようなすばらしい市政を構築していくこと、これが一番大事なことはないかと思っております。私たちもその方向けて一生懸命議論をさせていただきたいと思っておりますので、今後よろしく願いをいたしまして、簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、綿野川尻町議会議長、よろしく申し上げます。

綿野委員 皆さん本日は大変御苦労さまでございました。

過去6回の任意の協議会、その結果が本日の第1回の法定協議会になったことと思っております。特に川尻町といたしましては、先ほども議長さんもおっしゃられましたように、各町の今までの繁栄もしくは文化、いろんなものを尊重していただきたいということでございます。川尻町がよりよく住みよい川尻区になりますよう、今後とも御協力のほど、また御理解のほどお願い申し上げるとともに、本日提案されましたものをまた持ち帰りまして、川尻町としての意見を十二分に述べさせていただいて、効果のある合併に向けて邁進させていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたり熱心に御協議をいただきましてありがとうございました。

それでは、先ほど御決定をいただきましたスケジュールに従いまして、次回の第

2回協議会は2月19日水曜日、午後2時からこの場所におきまして開催をさせていただきたいと存じます。

第2回協議会においては、調整案といたしました項目一つひとつについて、順次ご確認をしていただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、第3回協議会、これをいつにするかは先ほど綿野委員からお話がありましたので、統一地方選挙後の、両市町の議会の問題とか各種団体の動向等も考えながら日時を決めさせていただきますが、会場につきましては川尻町さんの方へ移しまして開催をしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第1回呉市・川尻町合併協議会を閉会といたします。本日は、どうもありがとうございました。

午前 11 時 25 分 閉 会

以上、第 1 回呉市・川尻町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・川尻町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・川尻町合併協議会委員 石 崎 元 成

呉市・川尻町合併協議会委員 梶 山 治 孝